

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会  
特定放射性廃棄物小委員会の設置について

令和5年10月13日  
資源エネルギー庁

1. 背景・目的

- 本年4月に改定した「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（令和5年4月28日閣議決定）」において、「国は、政府一丸となって、かつ、政府の責任で、最終処分実現に向けて取り組んでいく」こととされた。文献調査実施地域の拡大に向け、この改定「基本方針」に基づいた、国を挙げた体制構築、国による有望地点の拡大に向けた活動強化、国の主体的・段階的な対応による自治体の負担軽減及び判断の促進、国による地域の将来の持続的発展に向けた対策の強化等の取組・検討課題が増加していくことが見込まれる。
- また、我が国初の文献調査の結果を丁寧に評価する観点から、調査の評価基準の作成に向けて、電力・ガス事業分科会 原子力小委員会の下で、地層処分技術 WG において技術的・専門的観点について議論した上で放射性廃棄物 WG に報告するとともに、経済社会的観点については同 WG で議論し、「文献調査段階の評価の考え方（案）」を取りまとめた。同案では、事業の進展に応じて、経済社会的観点の考え方について専門家の御意見を頂きながら調査を進めていくことが留意事項とされており、今後、状況に応じて新たな検討課題が生ずることが見込まれる。
- 以上を踏まえ、今後拡大する最終処分の検討課題に対応すべく、原子力小委員会の下位機関である放射性廃棄物 WG を廃止し、電力・ガス事業分科会の下に「特定放射性廃棄物小委員会」を設置する。
- 併せて、原子力小委員会の下位機関である地層処分技術 WG を廃止し、特定放射性廃棄物小委員会の下に地層処分技術 WG を設置の上、同小委員会から技術的論点をタスクアウトする。
- 今後、調査の段階に応じて新たに生ずる技術的論点以外の検討課題については、必要に応じて特定放射性廃棄物小委員会の下に新たに WG 等を設置し、同小委員会からタスクアウトして議論を行うものとする。

## 2. 審議事項等

- 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく最終処分の対象である高レベル放射性廃棄物及び地層処分相当の TRU 廃棄物に関し、その最終処分のあり方・進め方について審議を行う。この審議の大部分は、使用済燃料を直接処分する際にも適用可能となると考えられる。
- なお、廃炉等に伴って生じる低レベル放射性廃棄物の処分の円滑な実現に向けた必要な措置の検討や、クリアランス制度の社会定着に向けた取組等については、これまで同様、原子力小委員会で扱う。
- また、特定放射性廃棄物小委員会で議論した内容については、原子力小委員会における議論に資するため、必要に応じて、原子力小委員会に報告することとする。